

## 委員会提出議案第2号

### 取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年12月2日

取手市議会議長 岩澤 信 殿

提出者 議会運営委員会  
委員長 赤羽 直 一

#### 提案理由

標準市議会会議規則の改正について、全国市議会議長会において、議会に係る手続のオンライン化及びオンライン委員会に関する規定の整備や、その他の条項の文言の整理についての検討が行われたことを踏まえ、標準市議会会議規則を参酌しながら当市議会においても規定を整備するため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則（昭和45年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第6章まで（略）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場(第166条・<u>第166条の2</u>)</p> <p>第8章（略）</p> <p>第9章 補則(<u>第167条の2</u>～第168条)</p> <p>付則 (宿所又は連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、<u>また同様とする。</u></p> <p>(議席)</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>議席を変更することができる。</p> <p>4（略）</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>全て</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議に宣告することにより</u>、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員の3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に<u>諮って</u>決める。</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第6章まで（略）</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場(第166条)</p> <p>第8章（略）</p> <p>第9章 補則(第168条)</p> <p>付則 (宿所又は連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも<u>また同様とする。</u></p> <p>(議席)</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>議席を変更することができる。</p> <p>4（略）</p> <p>(会期中の閉会)</p> <p>第7条 会議に付された事件を<u>すべて</u>議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。</p> <p>(会議時間)</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員の3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議には<u>かつて</u>決める。</p>

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 (略)

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって行う。

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付して、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付して、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては、1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

3 (略)

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって行なう。

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては、1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 19 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。  
ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第 1 項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第 20 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第 21 条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第 23 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 24 条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(選挙の宣告)

第 19 条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第 1 項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第 20 条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第 21 条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかかって、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第 23 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、さらにその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 24 条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかかって延会することができる。

(選挙の宣告)

第 25 条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第 26 条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第 27 条 投票による選挙を行うときは、議長は、第 25 条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第 28 条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(投票)

第 29 条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

第 30 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第 31 条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

4 投票の効力に係る法第 118 条第 6 項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(一括議題)

第 35 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 25 条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第 26 条 選挙を行なう際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第 27 条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第 25 条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第 28 条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(投票)

第 29 条 議員は、職員の点呼に応じて順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第 30 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第 31 条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見をきいて議長が決定する。

(一括議題)

第 35 条 議長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員 3 人以上から異議があるときは、討論を用いなくて会議にはかかって決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、第141条(（請願の委員会付託）)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査し、又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 (略)

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

4 (略)

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(（付託事件を議題とする時期）)の規定にかか

第37条 会議に付する事件は、第141条(（請願の委員会付託）)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査または、調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 (略)

3 第1項の報告は、討論を用いないで会議にはかつて省略することができる。

4 (略)

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 (略)

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条(（付託事件を議題とする時期）)の規定にかかわら

ならず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第 45 条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再付託)

第 46 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(発言の許可等)

第 50 条 発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単なものである場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 (略)

(議長の発言及び討論)

第 54 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第 55 条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第 57 条 (略)

ず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第 45 条 (略)

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第 46 条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、さらにその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(発言の許可等)

第 50 条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単なものである場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

2 (略)

(議長の発言及び討論)

第 54 条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第 55 条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(発言時間の制限)

第 57 条 (略)

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員の2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(緊急質問等)

第63条 (略)

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

3 (略)

(オンラインによる方法を活用した質問)

第63条の2 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により会議を欠席し、遅参し、又は早退した議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)を活用して、第62条第1項又は前条第1項の規定による質問をすることができる。

2 議員は、前項の規定によりオンラインによる方法を活用して質問するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

3 議員がオンラインによる方法を活用して

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員の2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、さらにその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(緊急質問等)

第63条 (略)

2 前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはからなければならない。

3 (略)

(オンライン会議システムを活用した質問)

第63条の2 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により会議を欠席し、遅参し、又は早退した議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下この条において「オンライン会議システム」という。)を活用して、第62条第1項又は前条第1項の規定による質問をすることができる。

2 議員は、前項の規定によりオンライン会議システムを活用して質問するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

3 議員がオンライン会議システムを活用し



質問する場合における第 50 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単なものである場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる」とあるのは、「得てしなければならない」とする。

- 4 オンラインによる方法を活用した質問の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(準用規定)

第 64 条 質問については、第 60 条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(答弁書の配布)

第 66 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(選挙規定の準用)

第 74 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 27 条(議場の出入口閉鎖)、第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)第 1 項から第 3 項まで、第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 33 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

- 2 電子採決システムによる投票を行う場合には、第 30 条(投票の終了)、第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 33 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。この場合において、第 30 条前段中「投票が終わったと認めるとき」とあるのは、「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と読み替えるものとする。

(公述人の決定)

第 80 条 公聴会において意見を聴こうとす

質問する場合における第 50 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単なものである場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる」とあるのは、「得てしなければならない」とする。

- 4 オンライン会議システムを活用した質問の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(準用規定)

第 64 条 質問については、第 60 条(質疑又は討論の終結)の規定を準用する。

(答弁書の配布)

第 66 条 市長その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

(選挙規定の準用)

第 74 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 27 条(議場の出入口閉鎖)、第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)、第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 33 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

- 2 電子採決システムによる投票を行う場合には、第 30 条(投票の終了)、第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 33 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。この場合において、第 30 条前段中「投票が終わったと認めるとき」とあるのは、「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と読み替えるものとする。

(公述人の決定)

第 80 条 公聴会において意見を聴こうとす

る利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

第 85 条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

(1)から(15)まで (略)

2 議事は、速記法その他議長が適当と認める方法によって記録する。

(会議録の公開及び配布)

第 86 条 会議録は、取手市ホームページで公開するとともに、議員及び関係者に配布する。

2 (略)

(会議録に掲載しない事項)

第 87 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 65 条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第 88 条 会議録に署名する議員は、2 人とし、議長が会議において指名する。

(出席委員に関する措置)

第 94 条の 2 この章における出席委員には、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で委員会に出席している委員を含む。

る利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(会議録の記載事項)

第 85 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)から(15)まで (略)

2 議事は、速記法によって速記する。ただし、速記法によらざる場合は、可能な限り詳細に全ての議事を記載しなければならない。

(会議録の公開及び配布)

第 86 条 会議録は、取手市ホームページで公開するとともに、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。)する。

2 (略)

(会議録に掲載しない事項)

第 87 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 65 条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第 88 条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、法第 123 条第 3 項に規定する署名に代わる措置を取る議員)は、2 人とし、議長が会議において指名する。

(オンライン会議システムを活用した会議)

第 94 条の 2 取手市議会委員会条例(昭和 45 年条例第 32 号)第 15 条の 2 第 2 項の規定により委員長の許可を得て、同条第 1 項に規定するオンライン会議システム(以下「オンライン会議システム」という。)に

(一括議題)

第 96 条 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(審査順序)

第 98 条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(先決動議の表決順序)

第 99 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第 100 条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(委員会報告書)

第 110 条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(発言の許可)

第 114 条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第 116 条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えて

より会議に出席した委員は、前条第 1 項、第 96 条、第 99 条、第 108 条第 1 項及び第 119 条第 2 項の出席委員とする。

2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(一括議題)

第 96 条 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(審査順序)

第 98 条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行なうを例とする。

(先決動議の表決順序)

第 99 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(動議の撤回)

第 100 条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員会報告書)

第 110 条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(発言の許可)

第 114 条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(発言内容の制限)

第 116 条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえ

はならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第 117 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員(以下この条において「委員外議員」という。)に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

3 前 2 項の場合において、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員外議員は、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することができる。

4 前項の委員外議員が、オンラインによる方法で説明し、若しくは意見を述べ、又は発言することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(委員長の発言)

第 118 条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

2 法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合において、委員長が、委員として発言するときは、委員長の職務を行うことができない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長の職務を行うことができない。

(発言時間の制限)

第 119 条 (略)

てはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第 117 条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、会議(オンライン会議システムによる会議を含む。第 142 条第 1 項において同じ。)への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第 118 条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

(発言時間の制限)

第 119 条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第 121 条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 122 条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(答弁書の配布)

第 125 条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(互選の方法)

第 126 条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票又は電子投票システムによる投票で行う。ただし、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれている場合にあっては、電子投票システムによる投票で行わなければならない。

2 から 6 まで (略)

7 委員会は、委員のうちに異議を有する者がないときは、第 1 項の互選(法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会において行う互選を除く。)につき、指名推選の方法を用いることができる。

8 (略)

(選挙規定の準用)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の継続)

第 121 条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第 122 条 質疑又は討論が終ったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(答弁書の朗読)

第 125 条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員に朗読させる。

(互選の方法)

第 126 条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票又は電子投票システムによる投票で行う。ただし、オンライン会議システムを活用した会議にあっては、電子投票システムによる投票で行わなければならない。

2 から 6 まで (略)

7 委員会は、委員のうちに異議を有する者がないときは、第 1 項の互選(オンライン会議システムを活用した会議において行う互選を除く。)につき、指名推選の方法を用いることができる。

8 (略)

(選挙規定の準用)

第 127 条 (略)

2 前項の場合において、電子投票システムによる投票で委員長及び副委員長の互選を行う場合にあつては、第 33 条中「投票の有効無効を区別し」とあるのは「電子投票システムから出力した投票結果を」と読み替え、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会において電子投票システムによる投票で委員長及び副委員長の互選を行う場合にあつては、第 26 条中「加わることができない」とあるのは「加わることができない。ただし、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で委員会に出席している委員にあつては、この限りでない」と、第 32 条中「直ちに議場において」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

(不在委員)

第 129 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(起立又は挙手による表決)

第 131 条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手(法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会にあつては、挙手)をさせ、起立者又は挙手者(同項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会にあつては、挙手者)の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者(法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会にあつては、挙手者)の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席

第 127 条 (略)

2 前項の場合において、電子投票システムによる投票で委員長及び副委員長の互選を行う場合にあつては、第 33 条中「投票の有効無効を区別し」とあるのは「電子投票システムから出力した投票結果を」と読み替え、オンライン会議システムを活用した会議において電子投票システムによる投票で委員長及び副委員長の互選を行う場合にあつては、第 26 条中「加わることができない」とあるのは「加わることができない。ただし、オンライン会議システムにより会議に出席した委員にあつては、この限りでない」と、第 32 条中「直ちに議場において」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

(不在委員)

第 129 条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンライン会議システムにより会議に出席した委員にあつては、この限りでない。

(起立又は挙手による表決)

第 131 条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立又は挙手(オンライン会議システムを活用した会議にあつては、挙手)をさせ、起立者又は挙手者(オンライン会議システムを活用した会議にあつては、挙手者)の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者又は挙手者(オンライン会議システムを活用した会議にあつては、挙手者)の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名投票、電子採

委員から異議があるときは、委員長は、記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票で表決を採らなければならない。ただし、同項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会にあつては、電子採決システムによる投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第 132 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票で表決を採る。ただし、法第 109 条第 9 項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会にあつては、電子採決システムによる投票で表決を採らなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第 135 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 28 条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))、第 29 条((投票))、第 30 条((投票の終了))、第 31 条((開票及び投票の効力))第 1 項から第 3 項まで及び第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項の規定を準用する。

2 電子採決システムによる投票を行う場合には、第 30 条((投票の終了))、第 32 条((選挙結果の報告))第 1 項及び第 33 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。この場合において、第 30 条前段中「投票が終わったと認めるとき」とあるのは「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と、第 32 条第 1 項中「議場」とあるのは「当該会議」と読み替えるものとする。

(簡易表決)

第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣

決システムによる投票又は無記名投票で表決を採らなければならない。ただし、オンライン会議システムを活用した会議にあつては、電子採決システムによる投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第 132 条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名投票、電子採決システムによる投票又は無記名投票で表決を採る。ただし、オンライン会議システムを活用した会議にあつては、電子採決システムによる投票で表決を採らなければならない。

2 (略)

(選挙規定の準用)

第 135 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 28 条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第 29 条(投票)、第 30 条(投票の終了)、第 31 条(開票及び投票の効力)及び第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項の規定を準用する。

2 電子採決システムによる投票を行う場合には、第 30 条(投票の終了)、第 32 条(選挙結果の報告)第 1 項及び第 33 条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。この場合において、第 30 条前段中「投票が終わったと認めるとき」とあるのは「投票をするために必要な時間が経過したと認めるとき」と、第 32 条第 1 項中「議場」とあるのは「当該会議」と読み替えるものとする。

(簡易表決)

第 137 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣

告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立(法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で開かれている委員会)にあつては、挙手)の方法で表決を採らなければならない。

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3及び4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 (略)

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方

告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立(オンライン会議システムを活用した会議)にあつては、挙手)の方法で表決を採らなければならない。

(請願書の記載事項等)

第139条 (略)

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3及び4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願の委員会付託)

第141条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要あると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 (略)

2 (略)



法で説明することができる。

- 4 前項の紹介議員が、オンラインによる方法で説明することを希望するときは、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

(請願の審査報告)

第 143 条 (略)

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 (略)

(議長及び副議長の辞職)

第 146 条 (略)

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。

3 (略)

(資格決定の審査)

第 149 条 前条の要求については、議会は、第 37 条((議案等の説明, 質疑及び委員会付託))第 3 項の規定にかかわらず, 委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第 150 条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第 152 条 議場又は委員会の会議室に入る者(傍聴人を除く。)は、帽子, コート, マフラー, 傘の類を着用し, 又は携帯してはならない。ただし, 病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては, この限りでない。

(資料等の配布許可)

第 157 条 議場又は委員会の会議室におい

(請願の審査報告)

第 143 条 (略)

2 (略)

(議長及び副議長の辞職)

第 146 条 (略)

- 2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかかってその許否を決定する。

3 (略)

(資格決定の審査)

第 149 条 前条の要求については、議会は、第 37 条(議案等の説明, 質疑及び委員会付託)第 2 項の規定にかかわらず, 委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第 150 条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第 92 条の 2 の規定に該当するかどうかについての法第 127 条第 1 項の規定による決定をしたときは, 議長は, その決定書の決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第 152 条 議場又は委員会の会議室に入る者(傍聴人を除く。)は、帽子, 外とう, えり巻, つえ, かさの類を着用し, 又は携帯してはならない。ただし, 病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは, この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第 157 条 議場又は委員会の会議室におい

て、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第 159 条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って定める。

(懲罰動議の提出)

第 160 条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 49 条((秘密の保持))第 2 項又は第 113 条((秘密の保持))第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第 161 条 懲罰については、議会は、第 37 条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することができない。

(代理弁明)

第 161 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第 162 条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第 163 条 出席停止は、10 日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

第 7 章 協議又は調整を行うための場

第 166 条 (略)

て、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第 159 条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて、会議にはかつて定める。

(懲罰動議の提出)

第 160 条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して 3 日以内に提出しなければならない。ただし、第 49 条(秘密の保持)第 2 項又は第 113 条(秘密の保持)第 2 項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第 161 条 懲罰については、議会は、第 37 条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第 2 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(代理弁明)

第 161 条の 2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員に代わって弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第 162 条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行なうものとする。

(出席停止の期間)

第 163 条 出席停止は 10 日をこえることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

第 7 章 協議又は調整を行うための場

第 166 条 (略)

(協議等の場の開会方法の特例)

第 166 条の 2 議長は、次に掲げる場合には、オンラインによる方法で前条の協議等の場を開会することができる。

(1) 災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により前条の協議等の場を開会する場所へ議員を招集することが困難であると認める場合

(2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により前条の協議等の場を開会する場所への参集が困難な議員から、オンラインによる方法で同条の協議等の場を開会することを求められた場合

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、議長が特に必要と認める場合

2 前項の場合において、開会方法その他必要な事項は、取手市議会委員会条例(昭和 45 年条例第 32 号)の例による。

第 9 章 補則

(電子情報処理組織による通知等)

第 167 条の 2 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第 1 項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第 6 項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第 4 項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第 9 章 補則

- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により通知を受ける旨を、議長が定める方式により表示する場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第20条((日程の作成及び配布))、第66条((答弁書の配布))、第86条((会議録の公開及び配布))、第125条((答弁書の配布))、第140条((請願文書表の作成及び配布))第1項及び第141条((請願の委員会付託))第1項の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到

達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知(第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。)」とする。

(電磁的記録による作成等)

第167条の3 この規則の規定(第28条((投票用紙の配布及び投票箱の点検))第1項(第74条((選挙規定の準用))において準用される場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行われた作成等については,当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして,当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

(会議規則の疑義に対する措置)

第 168 条 この規則の疑義は,議長が決定する。ただし,議員から異議があるときは,会議に諮って決定する。

(会議規則の疑義に対する措置)

第 168 条 この規則の疑義は,議長が決定する。ただし,議員から異議があるときは,会議にはかつて決定する。

## 付 則

この規則は,公布の日から施行する。